

令和 6 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会
臨時会 会 議 録 目 次

第 1 号 (4月22日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開 会 の 宣 告	5
開 議 の 宣 告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
・承認第1号 岩泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求め ることについて	
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
・議案第1号 ふれあいランド岩泉再整備（その1）工事の請負契約の締結に関 し議決を求めることについて	
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
・議案第2号 ふれあいランド岩泉再整備（その2）工事の請負契約の締結に関 し議決を求めることについて	
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
・議案第3号 権利の放棄に関し議決を求めることについて	
閉 会 の 宣 告	14
署 名	17

令和 6 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 （ 第 1 号 ）						
招 集 年 月 日	令 和 6 年 4 月 1 5 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	令 和 6 年 4 月 2 2 日 午 後 3 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 6 年 4 月 2 2 日 午 後 3 時 3 1 分				
出席及び欠席議員 出席 13 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○	14	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	1 1 番	合 砂 丈 司	1 2 番	三田地 泰 正
	1 3 番	八重樫 龍 介		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	主 幹 兼 事務局長補佐	佐々木 剛
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	襦 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	應 家 義 政
	町 民 課 長	佐 藤 哲 也	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 修 二	農林水産課長	佐々木 忠 明
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	山 岸 知 成
	消防防災課長	山 崎 幸 助	危機管理課長	佐々木 章
	教 育 次 長	三 上 訓 一		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 6 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 臨 時 会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 4 月 2 2 日 (月曜日) 午後 3 時 0 0 分開会

開 会 の 宣 告

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 1 号 岩泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第 4 議案第 1 号 ふれあいランド岩泉再整備 (その 1) 工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第 5 議案第 2 号 ふれあいランド岩泉再整備 (その 2) 工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第 6 議案第 3 号 権利の放棄に関し議決を求めることについて

閉 会 の 宣 告

◎開会の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまから令和6年第3回岩泉町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午後 3時00分）

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地弘巳君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、11番、合砂丈司さん、12番、三田地泰正さん、13番、八重樫龍介さんを指名します。

◎会期の決定について

○議長（菊地弘巳君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、4月22日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本臨時会の会期は、お手元に配りました案のとおり、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第3、承認第1号 岩泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 承認第1号 岩泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて。

岩泉町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和6年4月22日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第2号及び法律第4号）になります、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第34号及び政令第136号）になります、並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が令和6年3月30日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、岩泉町税条例の一部を改正する条例を設け、及び同日から施行する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法第179条第1項により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日、岩泉町長、中居健一。

今回の改正でございますが、地方税法をはじめとする関係法令等の改正に伴います本町税条例の改正でございます。併せて条ずれ、文言の修正等、所要の整理も行うものでございます。改正分の文言だけでは分かりにくく、16ページからの参考資料1の新旧対照表も多数ページにわたるものでありますことから、最後の45ページに参考資料2としまして今回の改正内容を要約した資料をおつけしております。

主な改正内容をお伝えいたします。まず、町民税、固定資産税、特別土地保有税関係であります、生活保護法の規定による保護を受ける者など条例に規定される減免区分に概要することが明らかな場合に、職権による減免を可能とする規定を追加するための改正を行うものでございます。

次に、国民健康保険税関係でございますが、後期高齢者支援金等課税限度額及び後期高齢者支援金等減額限度額を2万円引き上げ、全体で106万円とする改正を行うこと、また減額措置に係る軽減判定額所得の基準額について、5割軽減世帯は5,000円引き上げ29万5,000円、2割軽減世帯は1万円引き上げ54万5,000円とする改正を行うものです。

最後に、町民税関係でございますが、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等について、令和6年度分の個人の町民税、これは令和5年分の所得になりますが、において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設ける改正を行うこと、また令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除に係る規定を設ける改正を行うものでございます。

以上が改正の概要でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提出理由の説明が終わりました。

これから承認第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから承認第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第4、議案第1号 ふれあいらんど岩泉再整備（その1）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第1号 ふれあいらんど岩泉再整備（その1）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

ふれあいらんど岩泉再整備（その1）工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名。ふれあいらんど岩泉再整備（その1）工事。

2、工事場所。岩泉町乙茂字大向地内。

3、契約金額。3億8,229万円。

4、請負者。住所、盛岡市上堂4丁目11番8号。氏名、昭栄建設株式会社、代表取締役、武田克彦。

令和6年4月22日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。ふれあいらんど岩泉再整備（その1）工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料を御覧願います。工事期間は、右側上部に記載がございますが、令和6年4月23日着工予定、令和7年3月31日完成予定としております。

整備内容項目は、右側の表のとおりとなっており、平面図に色違いの枠組み表示をしてございます。さきの第2回町議会臨時会で補正予算をお願いする際に事業概要をご説明申し上げましたが、財源が国の補正予算対応となる部分があり、補助対象事業となる工種を令和5年度からの繰越明許予算でその1工事、町単独事業となる工種を令和6年度現年度予算でその2工事と分類しての対応となっております。

国の補助対象事業となるその1工事は、コテージ新設3棟、改修2棟、グランピング施設新設7棟、センターハウス改修、サニタリーハウス改修、キャンプ場の区画拡大等改修、トレーラーハウス改修、町民憩いの場やエリアフリーWi-Fi設置となっております。

参考までに、その2工事を加えた総工事費は5億5,495万円となっております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

6番、三田地議員。

○6番（三田地久志君） 3月29日の補正予算のときにも話はした記憶があるのですが、センターハウスの1階のトイレの改修はしないのかという話をした記憶があります。これだけ見ると、サニタリーハウスのほうはトイレの改修はするけれども、センターハウス、特に1階の部分についてトイレの改修したほうがいいのではないかという話をした記憶があるのですが、例えば子供のおむつ交換用の台とか、そういうのも設置してあげないと、フリースペースなんかには小さい子供を連れた家族が多分いらっしゃるのだろうと、そこにもきちんと配慮した形で、トイレというのが一番重要なので、再度この予算の中で考えていただけないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木修二経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） ご質問の部分につきまして、トイレの改修部分、この部分については誘客という意味では非常に重要なものであると思っております。加えて、それに身障者あるいはお子さんを連れている方々、そういった方々を迎えるに当たっての機能として重要と思っております。これにつきましては、事業者の方々とちょっとご相談の上、対応できる分についてはぜひ対応していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地議員。

○6番（三田地久志君） 昨今の道の駅なんかを見ていると、非常に立派なトイレができていると。やっぱりトイレがきれいだと、では行こうかという気持ちにもなると。誘客のためにも、やれるかどうかではなくて、やるというようなことを大前提で進めていたきたいと強く申し入れしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） 工事内容とか議案については異議がないものでありますが、再三予算のときから申し上げておりますが、プロポーザルということで、施工サイドでやる場合と、それから町側の整備、振興なり活用というところで、どうしても目線が違ってまいります。ですから、工事関係の昭栄建設さんになると、工事は相当の専門性が高く

なってくると思いますが、町の目線からいったときに、きちんとした管理なり方向づけがしないような形での、そういった面からの施工管理というのが必要になってくるかと思いますが、その点についてはどういう体制で事業に関わっていくのか、ご説明をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木修二経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えします。

工事の実施に当たっての施工管理、その体制についてでございますが、まず工事につきましては定例的な会議を設けたいというふうに考えてございます。その際に、我々、経済観光交流課職員のみではなくて、課を横断した中で専門的な知識を有している職員も配置しながら、工事の進捗を図っていききたいなというふうに考えてございます。

今回の工事発注につきましては、設計監理、施工まで一括で行っていただく契約となっております。その業者の中には、工事の監理を担う業者も入っておりますので、定例会のほかに、こういった施工監理面を担う業者ともちょっと連携をしながら、事業の円滑な推進、そして事業のコンセプトであります部分の在り方について逸脱しないような形、ご提言の内容のとおりに進捗できるように努めてまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 8 番、坂本議員。

○8 番（坂本 昇君） 工事期間の1年間だけの仕事ではないというふうに、この事業は思っております。ですので、請負者にかかれば、結局工事関係の専門性も高いでしょうし、立派な工事は望めるわけですが、先ほどお話ししたように町サイドの活用なり、長期にわたる部分の目線について、監理課長とか総括室長クラスの人がそこに携わって、将来を見据えた整備計画なり整備事業の推進に行くべきではないかという部分での質問でございました。その点についてお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 今回の事業は、大きな事業でございます。事業のコンセプトが交流人口の拡大、そして子育て支援にもつながりながら、町民の健康増進にもつながるというようなコンセプトも持っております。まさに将来に続く持続可能な施設として、その機能が十分に発揮できるように努めていきたいというふうに考えて

ございます。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） これで質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第5、議案第2号 ふれあいらんど岩泉再整備（その2）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第2号 ふれあいらんど岩泉再整備（その2）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

ふれあいらんど岩泉再整備（その2）工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1、工事名。ふれあいらんど岩泉再整備（その2）工事。
- 2、工事場所。岩泉町乙茂字大向地内。
- 3、契約金額。1億7,266万円。
- 4、請負者。住所、盛岡市上堂4丁目11番8号。氏名、昭栄建設株式会社、代表取締役

役、武田克彦。

令和6年4月22日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。ふれあいランド岩泉再整備（その2）工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページ、参考資料を御覧願います。工事期間は、右側上部に記載がございますが、その1工事同様、令和6年4月23日着工予定、令和7年3月31日完成予定としております。

整備内容項目は、右側の表のとおりとなっており、平面図に色違いの枠組み表示をしてございます。先ほどご説明申し上げましたが、町単独事業となる工種を令和6年度現年度予算でその2工事と分類しての対応となっています。

町単独事業となるその2工事は、子供の遊び場機能、星空ブランコ等の誘客促進項目、造成、コテージ改修3棟、その他工事となっております。先ほど申し上げましたが、参考までに、その1工事を加えた総工事費は5億5,495万円となっております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第6、議案第3号 権利の放棄に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第3号 権利の放棄に関し議決を求めることについて。

次のとおり権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

1、放棄する権利の内容。工場用地に係る令和4年4月1日から令和5年3月31日までの貸付料に係る一部債権。

2、放棄する額。34万7,532円。

3、債務者。記載のとおりでございます。

4、放棄する理由。上記記載債務者の民事再生法による再生計画案へ同意するため、同社に貸し付けている工場用地の貸付料に係る債権の一部を放棄しようとするものである。

令和6年4月22日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。工場用地の貸付料に係る債権の一部を放棄しようとするものである。

次のページの参考資料を御覧願います。物件は、1、財産貸付物件一覧のとおり、工場用地として貸し付けている宅地の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの財産貸付料、年額55万7,280円であり、前ページ、議案記載債務者が民事再生申請手続を進めるに当たり、弁済禁止、財産処分禁止の保全命令の対象となった債権であります。監督委員からの2度にわたる修正意見を経て、今般盛岡地方裁判所から修正許可の上、各債権者に再生計画の書面決議通知があり、同計画に同意しようとするものであります。

放棄する金額でございますが、34万7,532円となっており、令和4年度貸付料、年55万7,280円のうち、10万円を超える部分の76%を放棄するものであります。今回の債権者の決議により、再生計画の認可、認可決定の確定と順に移行し、最終的に再生計画に基づく弁済が行われることになっております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君） 1点お伺いします。

6の今後の対応というところに、「認可決定の確定と順に移行し」とあります。この認可決定の確定というのは、期日は決まっているのでしょうか、そこをお伺いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 認可決定の期日でございますけれども、実際今回の各債権者の同意期限が4月24日、あさってが期限になってございます。本日議決していただければ、明日には裁判所のほうに同意書をお送りしたいと思っています。それに基づきまして、各債権者からの同意あるいは否決に基づいて日にちのほうは決まってきますので、今のところは確定したこの日というのはまだ入ってございません。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） これで質疑を終わります。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（菊地弘巳君） 本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第3回岩泉町議会臨時会を閉会します。

(午後 3時31分)

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

菊 地 弘 巳

署 名 議 員

合 砂 丈 司

署 名 議 員

三 田 地 泰 正

署 名 議 員

八 重 樫 龍 介
